

## [平成29年分] 個人番号申出書（扶養親族等について）の手引き [平成30年分] 年金受給者のための扶養親族等申告書の手引き

平成29年分扶養親族等にかかる個人番号申出書と平成30年分扶養親族等申告書をお送りします。（申告状況によって、対象外の書類については斜線を引いています。）

### 個人番号（マイナンバー）の記入について

税制改正により、税務署提出用の公的年金等の受給者の源泉徴収票に受給者および扶養親族等の個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。

- 年金受給者本人の個人番号（マイナンバー）について  
受給者ご本人の個人番号（マイナンバー）を、記入してください。その上で、「マイナンバーカード」、「通知カード」等、個人番号（マイナンバー）が確認できる書類のコピーを同封してください。
  - 控除対象となる配偶者、扶養親族の個人番号（マイナンバー）について  
控除対象となる配偶者、扶養親族がいる場合、対象者の個人番号（マイナンバー）を、「マイナンバーカード」、「通知カード」等により確認のうえ、間違いのないように記入してください。  
**個人番号（マイナンバー）が確認できる書類のコピーは必要ありません。**
  - 国外にお住まい等の理由により個人番号（マイナンバー）をお持ちでない場合は「摘要」欄にその方の氏名と個人番号（マイナンバー）を持っていない旨をご記入願います。
- ※マイナンバーカードの申請を行っていない場合でも、通知カードに個人番号（マイナンバー）の記載があります。通知カードは、平成27年10月以降に市町村より郵送されています。

### 平成29年分扶養親族等の個人番号（マイナンバー）の申出書について

平成29年分扶養親族等申告書には扶養親族等の個人番号（マイナンバー）を記入していただいていませんので、扶養親族等の個人番号（マイナンバー）の申出をお願いいたします。

### 平成30年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について

- 扶養親族等申告書は、老齢年金に課税される所得税および復興特別所得税の計算を行うために必要なものです。
- 手引きをよく読んで、**申告書に記載された期限までに届くよう提出してください。**
- 控除対象となる配偶者や扶養親族がいない場合でも、受給者本人にかかる基礎控除を受けることができますので、**必ず提出してください。**
- 記入もれがある場合や、提出がない場合は、扶養控除等の適用が受けられず、所得税等が多く源泉徴収されることがありますのでご注意ください。
- 税制改正により、控除対象となる配偶者の要件に変更がありました。前年から変更がない場合であっても、3ページを参照して、配偶者が控除対象となるか確認して、配偶者氏名等をご記入ください。**

### 提出にあたって

- この申告書に他の手続きの届出書、お手紙、障害状態確認書類（障害者手帳のコピー）、切手、返信用封筒等を同封されても対応できませんので、入れないでください。

ご提出にあたりご不明な点は、  
『日本年金機構ホームページ』または『ねんきんダイヤル』へ！

『日本年金機構ホームページ』 <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

\* 日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書の具体的な記入方法、扶養親族等申告書に関するQ&Aや、お近くの年金事務所の所在地などをご覧ください。

『ねんきんダイヤル』 **0570-05-1165**

050から始まる電話でおかけになる場合は**03-6700-1165**

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

【受付時間】 月曜日 午前8:30～午後7:00  
火～金曜日 午前8:30～午後5:15  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

\* 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。  
\* 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

 **日本年金機構**  
Japan Pension Service

## 用語などについて

### ○「普通障害者」「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます。代表的な例は次のとおりです。（その他については『日本年金機構ホームページ』をご覧ください。）

障害の内容	1.普通障害者	2.特別障害者
精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の等級以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の等級が1級の方
身体上の障害がある方で身体障害者手帳の交付を受けている方	障害の程度が3級から6級の方	障害の程度が1級または2級の方

### ○「寡婦」「特別寡婦」「寡夫」とは

所得税法上の「寡婦」「特別寡婦」「寡夫」とは、受給者本人が、夫や妻と死別、もしくは離婚した後に婚姻をしていない方、または夫や妻の生死が明らかでない方で受給者本人の所得が一定の要件に該当する方をいいます。詳しくは下表をご参照ください。

受給者本人の性別	扶養親族等の要件	死別・離婚・生死不明の別	受給者本人の所得要件	区分
女性	扶養親族である子がいる	死別・離婚・生死不明	500万円以下	特別寡婦
	扶養親族（子以外）がいる		500万円超	
	所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子（※）がいる	死別・離婚・生死不明	要件なし	寡婦
扶養親族や生計を一にする子がいらない	死別・生死不明	500万円以下		
男性	所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子（※）がいる	死別・離婚・生死不明	500万円以下	寡夫

※「子」は、他の方の同一生計配偶者または扶養親族とされていない方に限られます。

### ○「特定扶養親族」「老人扶養親族」とは

「特定扶養親族」とは、平成8年1月2日から平成12年1月1日までに生まれた扶養親族のことをいいます。「老人扶養親族」とは、昭和24年1月1日以前に生まれた控除対象扶養親族をいいます。

## 年金にかかる源泉徴収税額について（扶養親族等申告書を提出した場合）

〔源泉徴収税額の計算〕（1円未満切捨て）

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{年金支給額} - \text{社会保険料} - \text{各種控除額}) \times \text{合計税率} \times (5.105\%)$$

$$\text{※合計税率}(5.105\%) = \text{所得税率}(5\%) \times 102.1\% (\text{復興特別所得税})$$

●計算式内の「社会保険料」とは、年金から特別徴収された介護保険料および国民健康保険料（または後期高齢者医療保険料）の合計額です。

●退職共済年金受給者の方は、計算式が異なりますので、日本年金機構ホームページをご確認ください。

対象	控除の種類	月割控除額（1か月あたり）	対象	控除の種類	月割控除額（1か月あたり）
受給者全員	公的年金等控除、 基礎控除相当	【65歳未満の方】 1か月分の年金支払額×2.5% +65,000円 (最低額9万円)	控除対象扶養親族 がいる場合 (16歳以上)	扶養控除	32,500円×人数
		【65歳以上の方】 1か月分の年金支払額×2.5% +65,000円 (最低額13万5千円)		—または— 特定扶養親族控除	52,500円×人数
				—または— 老人扶養親族控除	40,000円×人数
源泉控除対象配偶 者がある場合	配偶者控除 (配偶者特別控除) —または— 老人控除対象配偶者相当	32,500円	受給者本人、 同一生計配偶者、 扶養親族が障害者 の場合	普通障害者控除	22,500円×人数
				—または— 特別障害者控除	35,000円×人数
				—または— 同居特別障害者控除	62,500円×人数
			受給者本人が 寡婦、 特別寡婦、 寡夫の場合	寡婦控除	22,500円
				—または— 特別寡婦控除	30,000円
				—または— 寡夫控除	22,500円

## 国外にお住まいの扶養親族等がいる場合の提出方法

控除対象となる配偶者または扶養親族が非居住者（※1）の場合は、その方の⑧⑨の「1.非居住」を○で囲み、「摘要欄」にその方の氏名、住所、非居住である旨を記入し、親族関係書類（※2）を申告書と一緒に封筒に入れて提出してください。

※1「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない方をいいます。

※2「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。なお、これらの書類が外国語により作成されている場合には、日本語での翻訳文も必要になります。

- ①戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類およびその配偶者または扶養親族の旅券の写し
- ②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者または扶養親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限り。）

# 控除対象となる配偶者の要件について

税制改正により、平成30年から控除対象となる配偶者の要件が変更となりました。

- ・平成29年まで・・・受給者本人と生計を一にする配偶者で、年間所得の見積額が38万円以下の方。
- ・平成30年から・・・受給者本人（合計所得が900万円以下に限る）と生計を一にする配偶者で、年間所得の見積額が85万円以下の方。

現行（平成29年まで）

本人所得 (年額)	配偶者所得 (年額)		
	38万円以下	38万円超～ 85万円以下	85万円超
900万円以下	配偶者控除対象 老人控除対象 障害者控除対象	控除対象外	控除対象外
900万円超			

改正後（平成30年から）

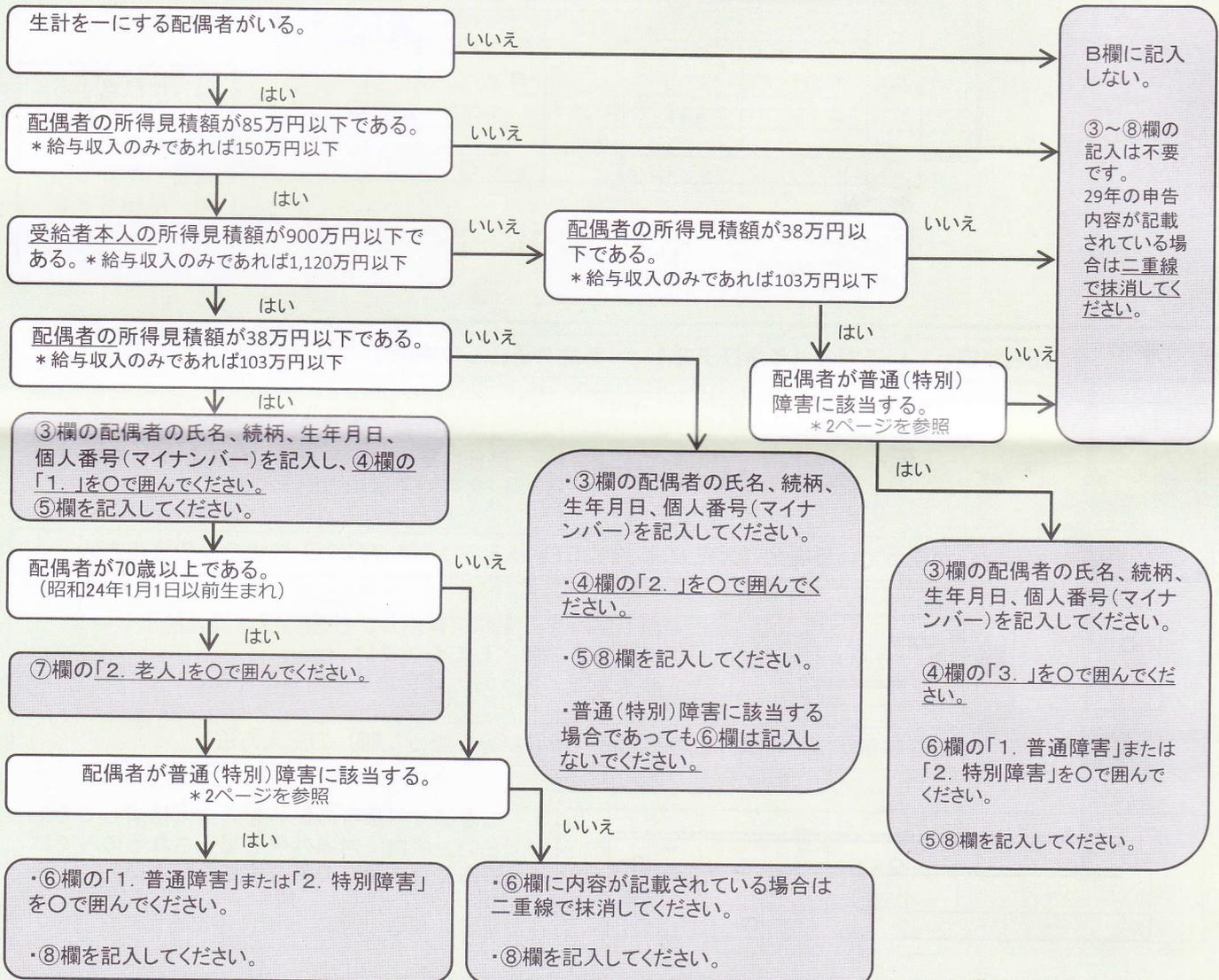
本人所得 (年額)	配偶者所得 (年額)		
	38万円以下	38万円超～ 85万円以下	85万円超
900万円以下	(平成29年までと同じ)	配偶者特別控除対象 *1	控除対象外
900万円超	障害者控除対象 *2	控除対象外	控除対象外

- \*1：配偶者が70歳以上である場合または障害者である場合であっても、配偶者特別控除のみ対象となる。
- \*2：配偶者が障害者でない場合には、控除の対象とならない。

平成29年と配偶者の状況に変更がなくても、新たに控除対象となる方（配偶者の所得額が85万円以下の方）、控除対象とならなくなる方（受給者本人の所得が900万円を超える方）がいらっしゃいます。

**4ページを参照して、受給者本人の所得および配偶者の所得をよく確認のうえ、下記の確認方法に従い、B欄のうち③～⑧の記入項目（配偶者氏名、続柄、生年月日、種別、障害、同居別居の区別等）を記入してください。**

## ○ B欄（源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者欄）の記入方法



## ○「年間所得の見積額」の計算方法

①所得の種類ごとの所得金額の計算方法は次のとおりです。

所得の種類	所得金額（非課税所得は含みません。）
利子所得	利子収入額と同額
配当所得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額－必要経費
事業所得	総収入金額－必要経費
譲渡所得	総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額
給与所得	収入金額－給与所得控除額
退職所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定役員退職手当以外の場合：（収入金額－退職所得控除額）× 1 / 2</li> <li>●特定役員退職手当の場合：収入金額－退職所得控除額</li> </ul>
山林所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
一時所得	総収入金額－支出金額－特別控除額
雑所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公的年金等の場合：収入金額（受け取る金額）－公的年金等控除額</li> <li>●公的年金等以外の場合：総収入金額－必要経費</li> </ul>

※ 公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

※ 公的年金等以外とは、個人年金保険、郵便年金などです。

※ 収入が公的年金等または給与の場合の具体的な所得金額の計算方法は下記②をご覧ください。

※ 所得金額の計算方法について、詳しくは、お近くの税務署や税務相談室にお尋ねください。

②収入が公的年金等または給与の場合の具体的な所得金額の計算方法は次のとおりです。

◇収入が公的年金等の場合

「公的年金等にかかる雑所得の金額」＝「その年に受け取る年金額」－「公的年金等控除額」

- 障害年金、遺族年金は非課税所得のため対象となる所得の見積額には含みません。
- 公的年金等控除額は、下表のように年齢と受け取る年金額に応じて異なります。

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額(A)	公的年金等控除額
65歳未満	130万円未満	70万円
	130万円以上410万円未満	(A) × 25% + 37万5千円
	410万円以上770万円未満	(A) × 15% + 78万5千円
	770万円以上	(A) × 5% + 155万5千円
65歳以上	330万円未満	120万円
	330万円以上410万円未満	(A) × 25% + 37万5千円
	410万円以上770万円未満	(A) × 15% + 78万5千円
	770万円以上	(A) × 5% + 155万5千円

《計算例》65歳未満の方で受け取っている年金額が80万円の場合

80万円（受け取る年金額）－ 70万円（公的年金等控除額）＝ 10万円（申告書に記入する年間所得の見積額）

◇収入が給与の場合

「給与所得の金額」＝「給与の収入金額」－「給与所得控除額」

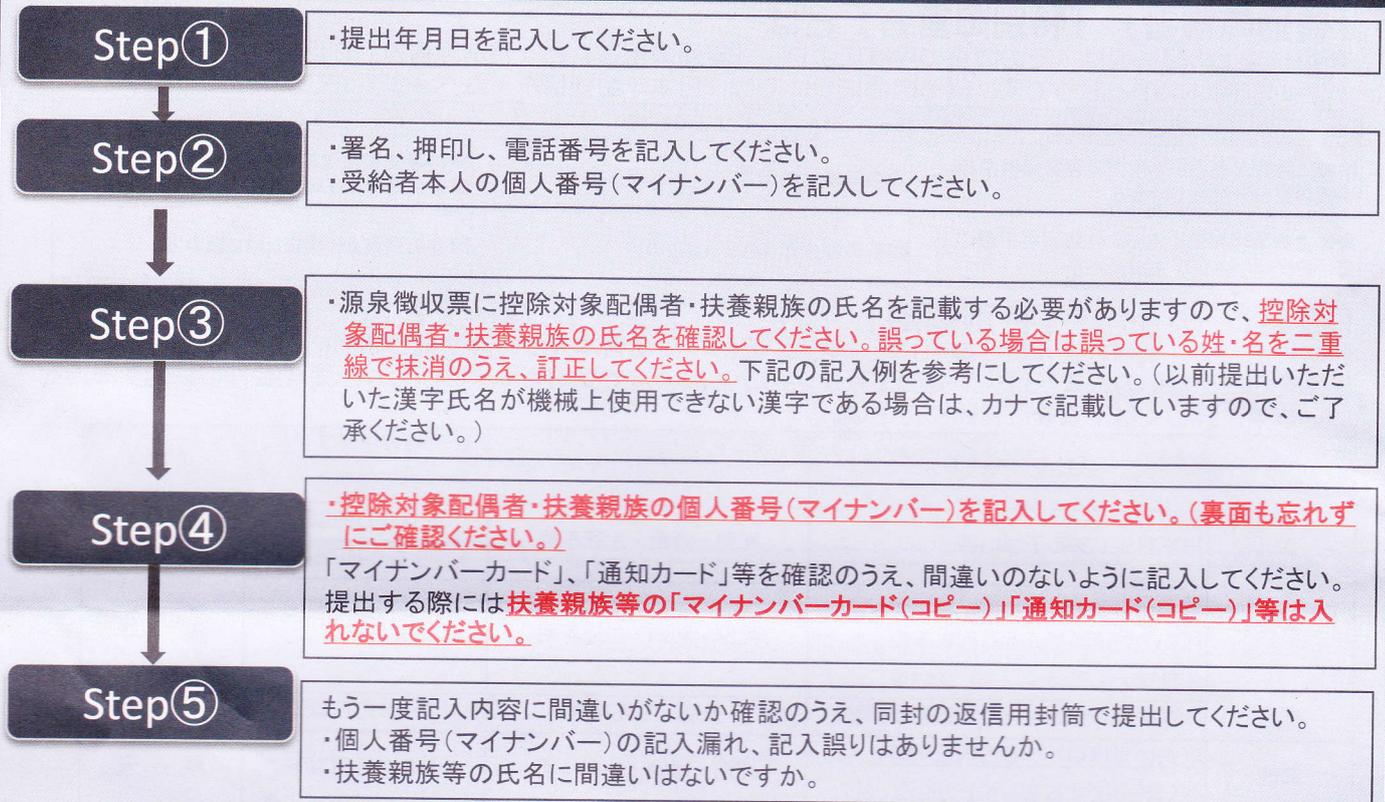
- 給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額(B)	給与所得控除額
180万円以下	(B) × 40%
180万円超360万円以下	上記金額が65万円に満たない場合は65万円
360万円超660万円以下	(B) × 30% + 18万円
660万円超1,000万円以下	(B) × 20% + 54万円
1,000万円超	(B) × 10% + 120万円
	220万円

《計算例》給与の収入金額が90万円の場合

90万円（給与の収入金額）－ 65万円（給与所得控除額）＝ 25万円（申告書に記入する年間所得の見積額）

# 『個人番号申出書（平成29年分扶養親族等について）』の記入方法



## ご記入にあたってご注意いただきたい点

- 控除対象配偶者・扶養親族の氏名以外の記載（印刷）内容に誤りがある場合  
**この個人番号申出書での訂正はできません。**  
コールセンターまたはお近くの年金事務所にお問い合わせください。
- 続柄の記載  
以前提出していただいた平成29年分扶養親族等申告書に続柄が記入されていなかったか、確認できない場合は、全て「7.その他」に○印が印刷されていますが、源泉徴収税額に影響はありません。
- 扶養親族等の状態に変更があった場合  
以前提出していただいた平成29年分扶養親族等申告書の提出後に、扶養親族等の状態に変更（死亡等）がある場合は、確定申告をしていただく必要があります。

### 記入例

氏名が誤っている場合（年金好子さん ⇒ 年金友子さん の場合）の訂正方法

セイ	ネンキン	メイ	ヨシコ
姓	年金	名	好子
→			
セイ	ネンキン	メイ	トモコ
姓	年金	名	友子
2	2	2	2
2	2	2	2
2	2	2	2
2	2	2	2

該当箇所を二重線で抹消し、枠内の空白部分に正しい氏名を楷書体のわかりやすい文字で丁寧にご記入ください。

## 『平成29年分扶養親族等申告書（訂正用）』と記載のある方へ

以前提出していただいた平成29年分扶養親族等申告書に氏名が記入されていなかったか、確認できない項目がありました。**控除対象配偶者・扶養親族の氏名（フリガナ）、個人番号（マイナンバー）、種別、続柄、生年月日等、全ての項目を改めて記入してください。**提出された申告書（訂正用）の内容に基づいて改めて所得税計算がされる場合があります。

以前提出していただいた平成29年分の申告内容については、個人番号申出書の裏面下部の『平成29年分の申告内容』を参照してください。

- ・①欄が「1」以上であれば控除対象配偶者がいるという意味です。
- ・②欄から⑩欄および⑭欄の合計の数が、扶養親族の方の人数です。

**扶養親族等の氏名等の記入がない場合、平成30年1月に年金受給者宛て送付する源泉徴収票に扶養親族等の氏名を記載することができません。扶養親族等の氏名の記載のない源泉徴収票は確定申告に使用できない可能性がありますので、必ず扶養親族等の氏名等、全ての項目の記入をお願いします。**

## 『平成30年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入方法

### Step①

平成29年分申告書の申告内容を記載(印刷)しています。(平成29年分申告書に扶養親族等の記入のない方や、平成29年分申告書の提出のない方には、申告内容の記載(印刷)がありません。)

- ・氏名、生年月日を確認し、別人のものでないことを確認してください。
- ・提出年月日を記入してください。

### Step②

- ・記入項目について7ページを参照し、**A**欄を記入してください。
- ・平成29年分の申告内容が記載されている場合は、変更がある箇所を二重線で抹消し、訂正してください。
- ・受給者本人の個人番号(マイナンバー)を記入してください。
- ・氏名欄にご署名のうえ、**必ず押印してください。**

### Step③

○控除対象となる配偶者や扶養親族となる方が**いない**場合

- ・平成29年分の申告内容が記載されている場合は、変更がある箇所を二重線で抹消し、訂正してください。

○控除対象となる配偶者や扶養親族となる方が**いる**場合

- ・記入項目について7ページを参照し、**B C**欄を記入してください。(記入しきれない場合は⑯「摘要」欄に記入してください。)
- ・平成29年分の申告内容が記載されている場合は、変更がある(または誤りがある)箇所を二重線で抹消し、訂正してください。(以前提出いただいた漢字氏名が機械上使用できない漢字である場合は、カナで記載していますので、ご了承ください。)
- ・**配偶者が控除対象となる要件が変更されています。配偶者の収入等が平成29年と変更がなくても、対象となる控除額に変更がある場合があります。3ページを参照してください。**
- ・**扶養親族については、裏面にも記載欄がありますので、ご注意ください。**

### Step④

- ・**控除対象となる配偶者・扶養親族の個人番号(マイナンバー)を記入してください。(裏面も忘れずにご確認ください。)**

「マイナンバーカード」、「通知カード」等を確認のうえ、間違いのないように記入してください。提出する際には**扶養親族等の「マイナンバーカード(コピー)」「通知カード(コピー)」等は入れないでください。**

### Step⑤

もう一度記入内容に間違いがないか確認のうえ、同封の返信用封筒で提出してください。

- ・個人番号(マイナンバー)の記入漏れ、記入誤りはありませんか。
- ・扶養親族等の氏名、生年月日に間違いはないですか。

## ご記入にあたってご注意いただきたい点

- 以下のような記入誤りが見受けられますので、ご注意ください。
  - ・姓が受給者本人と同じであっても姓の記入を省略しないでください。
  - ・カナまたはひらがなのお名前であってもフリガナは省略せず記入してください。
  - ・生年月日は必ず「元号」と「年月日」の両方を漏れなく記入してください。元号や日の記入漏れが見受けられます。
  - ・控除対象配偶者欄に誤ってご本人の氏名を記入されている場合があります。記入する欄を再度確認してください。

『個人番号申出書(平成29年分扶養親族等について)』に扶養親族等の個人番号(マイナンバー)を記入された場合でも、『平成30年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』に扶養親族等全員分の個人番号(マイナンバー)を記入してください。

会社等に勤務し、そこから支払われる給与にかかる申告書で配偶者・扶養親族に関する内容を会社等に申告する場合、年金にかかる申告書の**B C**欄を記入する必要はありません。

## 記入項目について

### ① 本人障害 ⑪ 障害

下記を参照のうえ、受給者または扶養親族がいずれかに該当する場合は、該当する文字を○で囲んでください。

普通障害者	→	1. 普通障害に○
特別障害者	→	2. 特別障害に○

「普通障害者」「特別障害者」（内容は2ページをご覧ください）に該当する場合は、「摘要」欄への記入が必要です。『⑮「摘要」欄の記入方法』をご覧ください。提出する際は、障害を示す書類は入れないでください。

### ② 寡婦・寡夫

受給者が、寡婦・特別寡婦・寡夫（内容は2ページをご覧ください）のいずれかに該当する場合は、該当する文字を○で囲んでください。また、これらに該当する場合には「摘要」欄への記入が必要です。『⑮「摘要」欄の記入方法』をご覧ください。提出する際は、寡婦・特別寡婦・寡夫を示す書類は入れないでください。

### ③ 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者

平成30年から控除対象となる配偶者の要件が変更になりました。3ページを参照してご記入ください。

### ④ 配偶者の区分

**平成30年から老人控除対象配偶者の要件が変更になりました。控除対象とするには、必ず記入していただく必要があります。3ページを参照して間違いないようご記入ください。**

### ⑤⑬ 年間所得の見積額

- ・ 配偶者・扶養親族について、それぞれ平成30年中の合計所得の見積額を記入してください。
- ・ 所得の見積額の計算については、4ページの「年間所得の見積額」の計算方法をご覧ください。
- ・ **計算の結果、配偶者は85万円、扶養親族は38万円を超える場合は控除の対象とはなりません。**
- ・ 計算の結果、所得の見積額がマイナスとなった場合は、「0」万円と記入してください。

### ⑥ 配偶者障害

3ページ「B欄の記入方法」を参照のうえ、「普通障害者」「特別障害者」（内容は2ページをご覧ください）に該当する場合は、該当する文字を○で囲んでください。**配偶者が障害者に該当する場合であっても、配偶者の所得金額により障害者控除を受けることができない場合がありますのでご注意ください。**該当する場合は、併せて「摘要」欄への記入が必要です。『⑮「摘要」欄の記入方法』をご覧ください。提出する際は、障害を示す書類は入れないでください。

### ⑦ 配偶者老人区分

老人控除対象配偶者を「2.老人」と省略して記載しています。④欄で「1.配偶者の合計所得の見積額が38万円以下」に○をした配偶者が70歳以上の場合、「2.老人」を○で囲んでください。

### ⑧⑫ 同居・別居の区分

控除対象となる配偶者・扶養親族が受給者と同居している場合は「同居」、別居している場合は「別居」を○で囲んでください。「別居」の場合は、「摘要」欄への記入が必要です。『⑮「摘要」欄の記入方法』をご覧ください。

### ⑨ 控除対象扶養親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）

控除対象扶養親族（16歳以上・平成15年1月1日以前に生まれた方）および扶養親族（16歳未満・扶養親族のうち、平成15年1月2日以降に生まれた方）について記入してください。

\* 受給者本人と生計を一にする親族で、所得のない方または年間所得の見積額が38万円以下の方が対象となります。

### ⑩ 特定・老人の種別

特定扶養親族を「1.特定」  
老人扶養親族を「2.老人」と省略して記入しています（特定扶養親族・老人扶養親族については2ページをご覧ください）。扶養親族について、それぞれ該当する文字を○で囲んでください。

### ⑭ 普通障害者および特別障害者の人数

③⑨に記入した同一生計配偶者・扶養親族のうち、普通障害者⇒「普通」  
同居特別障害者（※）⇒「特別障害（同居）」  
同居以外の特別障害者⇒「特別障害（その他）」  
に該当する方の人数（本人は含みません）を、それぞれ記入してください。

※「同居特別障害者」とは、同一生計配偶者または扶養親族のうち特別障害者に該当する方で、受給者本人、その配偶者または受給者本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている方をいいます。

### ⑮「摘要」欄の記入方法

#### ㊦「普通障害」または「特別障害」に該当する場合

氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の等級などを記入してください。

#### ㊧「寡婦・特別寡婦・寡夫」に該当する場合

##### ・「1.寡婦」（女性）

死別・離婚・生死不明の別、扶養親族または生計を一にする子がいる場合は扶養親族またはその子の氏名および平成30年中の所得の見積額、扶養親族または生計を一にする子がいない場合は受給者本人の平成30年中の所得の見積額を記入してください。

##### ・「2.特別寡婦」（女性）

死別・離婚・生死不明の別、扶養親族である子の氏名および平成30年中の所得の見積額、受給者本人の平成30年中の所得の見積額を記入してください。

##### ・「3.寡夫」（男性）

死別・離婚・生死不明の別、生計を一にする子の氏名および平成30年中の所得の見積額、受給者本人の平成30年中の所得の見積額を記入してください。

#### ㊨同一生計配偶者・扶養親族が「1.普通障害」または「2.特別障害」に該当する場合

該当する扶養親族等の氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の等級などを記入してください。

#### ㊩控除対象となる配偶者・扶養親族と「別居」している場合

別居している方の氏名と住所を記入してください。なお、別居している方が国外にお住まいの場合は、2ページ「国外にお住まいの扶養親族等がいる場合の提出方法」をご覧ください。

### ⑯「他の所得者が控除を受ける扶養親族等」欄の記入方法

同一生計内に所得者が2人以上いるときは、扶養親族等を他の所得者の扶養親族としたり、またその生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、この欄に記入してください。

# 『平成30年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』 記入の具体例

## 記入例①

受給者本人（年金太郎さん、男性・障害なし）と、年金収入がある配偶者（年金好子さん）、障害者手帳の交付を受けている同居していない母（年金登美子さん）の事例。

### \* 平成30年分扶養親族等申告書を記入する場合

税制改正により控除対象となる配偶者の要件が変更になりました。昨年、配偶者を控除対象として申告していても、平成30年からは控除対象とならない場合があります。

**配偶者については3ページを参照して対象者となるか確認し、対象となる場合は必ず④欄を記入してください。** 予め記載されている対象者が対象外となる場合は下記の記入例④を参考に記載を抹消してください。

受給者ご本人の署名のうえ、必ず押印してください。

受給者ご本人の個人番号（マイナンバー）を必ず記入してください。

配偶者・扶養親族を控除対象者として申告する場合は、個人番号（マイナンバー）を必ず記入してください。

提出年月日 平成29年 9月20日

A 受給者氏名 (例) ネンキン タロウ		生年月日 昭和25年11月22日	性別 男
電話番号 03-XXXX-XXXX		1. 本人障害	2. 特別障害
個人番号 (マイナンバー) 2222222222222222		1. 寡婦	2. 特別寡婦

B 配偶者氏名 (例) フリガナ メイ ヨシコ		続柄 妻	4. 配偶者の区分	5. 配偶者の障害	6. 同居・別居の区分
配偶者生年月日 (例) 28年8月9日		1. 夫	(B欄に記入する場合は下記1. 2. 3. のいずれかに2つ以上を付けてください。)	1. 普通障害	2. 特別障害
セイ (例) ネンキン	メイ	2. 妻	1. 受給者(A欄の方)の合計所得の見積額が900万円以下	2. 特別障害 (障害が「1」又は「3」の場合)	3. 別居
メイ (例) ヨシコ	ヨシコ	3. 寡婦	2. 配偶者(B欄の方)の合計所得の見積額が30万円超～60万円以下	2. 老人 (障害が「1」かつ70歳以上)	1. 非居住者
姓 (例) 年金	名 (例) 好子	4. 扶養親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満)	3. 受給者(A欄の方)の合計所得の見積額が900万円超	1. 普通障害者・老人控除の対象となる場合は、配偶者所得を被控除30万円以下の場合はのみです。	1. 非居住者
個人番号 (マイナンバー) 3333333333333333		5. 障害	万円		

C 氏名 (例) フリガナ トミコ		生年月日 平成10年1月28日	性別 女
個人番号 (マイナンバー) 3333333333333333		1. 普通障害者	2. 特別障害者
セイ (例) ネンキン	トミコ	3. 特別障害者	4. 特別障害者
メイ (例) 年金	登美子	1. 特定	2. 老人
個人番号 (マイナンバー) 3333333333333333		1. 非居住者	

裏面

11. 普通障害者および特別障害者の人数(本人を除く)	12. 特別障害者	13. 特別障害者	14. 特別障害者
15. 年金登美子は、身体障害者手帳(平成22年4月1日交付、2級) 年金登美子の住所は、東京都〇〇市△△ 〇丁目〇番〇号			

障害に該当する場合は⑮摘要欄に氏名、身体障害者手帳等の種類、等級などを記入してください。

## 記入例②

氏名が誤っている場合（年金好子さん ⇒ 年金友子さんの場合）の訂正方法

例	セイ	ネンキン	メイ	ヨシコ
東京控除対象配偶者または障害のある同一生計配偶者				
姓	年金		好子	

→

例	セイ	ネンキン	メイ	トモコ
東京控除対象配偶者または障害のある同一生計配偶者				
姓	年金		友子	

該当箇所を二重線で抹消し、枠内の空白部分に正しい氏名を楷書体のわかりやすい文字で丁寧に記入ください。

## 記入例③

生年月日が誤っている場合（大正10年1月28日 ⇒ 昭和10年1月29日）の訂正方法

例	生年月日
昭和7年	10年1月28日

→

例	生年月日
昭和7年	10年1月29日

該当箇所を二重線で抹消し、枠内の空白部分に正しい生年月日をご記入してください。必ず元号・年・月・日を全て記入してください。

## 記入例④

昨年までの対象者が控除対象外となる場合（所得が多くなった等）の記入方法

例	11. 普通障害者および特別障害者の人数(本人を除く)	12. 特別障害者	13. 特別障害者	14. 特別障害者
	0	0	0	0
	0	0	0	0

二重線で対象者の氏名を完全に抹消してください。余白に対象外等と記入されるのみでは対応できませんのでご注意ください。